

令和4年7月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和4年7月20日(水)

開会 午前9時30分

閉会 午前10時4分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階大会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	欠
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

9番 松隈 邦博 委員 10番 宮原 一美 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農用地利用集積計画について	17件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	7件
報告第3号	農地の買受適格証明について	5件
報告第4号	農地法第18条の規定による通知について	3件

5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一 武田隆洋 高田千津子 江田征樹

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和4年7月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は10名、5番〇〇〇〇委員より、所用により欠席という旨の連絡が来ております。定足数は達しておりますので、本定例会は成立をいたしております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号9番〇〇〇〇委員と議席番号10番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほう、よろしく願いをいたします。

それでは、ただいまより議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について2件、4筆ございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について2件、4筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、高齢により耕作できなくなった譲渡人が、隣接する農地を耕作している譲受人に長年、農地の管理を依頼していたが、今後も耕作する意思がないことから譲受人へ無償での譲渡をするものでございます。

記載のとおり譲受人の耕作面積は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇などに貸してあるため、5反以下であり下限面積を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項、下限面積の例外といたしまして、その位置、面積、形状等からみて、これに隣接する農地と一体的に利用しなければ利用することが困難と認められる農地につきましては、その隣接する農地を現に耕作している者が取得する場合には、下限面積に達していなくとも認められるとございます。

当該申請地は、北側は宅地、南側は1メートルほどの段差があるのり面となっており、東側は高齢のため耕作されておらず、草刈りによる管理をされている畑があり、西側は譲受人が耕作をされている畑に囲まれた農地であるため、下限面積の例外規定に該当すると判断をいたしております。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。意見等ないようでございますので、質疑を終了いたします。
これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人は市外居住者ですが、以前から市内にある妻の実家の農地を耕作しており、耕作面積は記載のとおりとなっております。

また、報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用届についての番号1のとおり、妻が所有する市街化区域の農地に住宅を建築し、転居する計画となっております。

以上のことから、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可す

ることに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による転用許可申請について1件、1筆でございます。

議案第2号の案件につきまして審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請人は隣接する家屋を相続により取得しましたが、駐車場が不足しているため転用申請に至ったものでございます。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は集水桝を經由して東側の既存水路へ放流される計画となっております。

2ページに位置図、それから3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断をしております。許可の基準といたしましては、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可し得ると判断をいたしております。

以上、議案第2号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第2号の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(9番委員退室)

議案第2号の案件について、質疑を求めます。

はい、1番〇〇委員。

1番委員

1番委員の〇〇でございます。

事務局の議案説明のとおりでございますけれども、担当委員として一言、申し添えます。

今月の14日に会長と私、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認いたしましたところでございます。

今回の申請地は、〇〇町の集落の中に存在する農地でございます。申請者は、近隣で造園業を営んでおり、隣接している相続した叔父の家には整備された駐車場がないこと、また造園業の従業員の駐車場が不足していることから、今回申請に至ったものでございます。

地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意も得てあります。これらの点から、今回の農地転用申請については、特に問題はないかと思われまます。

以上、担当委員からの意見となります。御審議方、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員より御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

(発言する者なし)

はい、それではないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(9番委員入室)

それでは次に、議案第3号を議題といたします。

農用地利用集積計画について17件、35筆でございます。

議案第3号、番号1から番号17につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

3ページから13ページをお願いいたします。

議案第3号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により17件、35筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては4ページ、それから12ページ及び13ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

4ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が1万8,732平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で賃借権が8件、18,527平方メートル、使用賃借権が1件、205平方メートルとなっており、総合計9件、1万8,732平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては貸人4名、借人3名、申請枚数は4枚となっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

中間管理機構との貸借でございます。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が5万7,995平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が14件、4万9,759平方メートル、使用賃借権が12件、8,236平方メートル、総合計26件、5万7,995平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人12名、借人3名となっており、申請枚数は13枚となっております。

13ページを御覧ください。

このページは、4ページと12ページの合計の集計表となります。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が7万6,727平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が22件、6万8,286平方メートル、使用賃借権が13件、8,441平方メートルとなっており、総合計35件、7万6,727平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人16名、借人6名、申請枚数は17枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号、番号1から番号17について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第4号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、14ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして2件、2筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断をしたため受理したことを御報告いたします。

次に15ページ、16ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、所有権移転に係るものが7件、9筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため受理したことを御報告いたします。

次に、17ページから19ページをお願いいたします。

報告第3号、農地の買受適格証明につきまして、転用目的にかかわるものが5件、20筆あり、市街化区域の農地であり適法であると判断したため買受適格証明を交付することを報告いたします。

次に、20ページをお願いいたします。

報告第4号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして3件、4筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので受理したことを御報告いたします。

なお、17ページから19ページの農地の買受適格証明についてでございますが、前回も同様の申請がっておりますところでございますが、この物件、〇〇〇町、〇〇町、〇〇町、計4筆の土地につきまして、こちらの土地が、今回競売にかかっておりまして、競売に参加するための資格証明といたしまして、登記地目が畑でございますので、一応農地ということで、農業委員会の承認が必要ということになります。その入札に出すための買受適格証明をそれぞれの申請人のほうに交付をいたすところでございますが、こちらをもちまして入札の資格を得るということで、今回、届出を受理したところでございます。

以上、報告第1号から報告第4号の説明とさせていただきます。

議長

はい、ただいま事務局のほうから御報告を申し上げましたけれども、各委員の目通し方、お願いをいたします。

何か質問とかありますか。よかですか。

はい、〇〇委員。

8番委員

8番、〇〇です。

この買受適格証明書、これ耕作者の同意はいるの。

議長

事務局どうぞ。

事務局

すいません、その確認まではしておりませんが、こちらの物件に限ってのところ、説明させていただくと、過去に転用を出されてあります。それで許可も受けてあります。現地は、もうその転用のものになっておりまして、ただ地目が変わっていないという状態で現在に至っておりますところでございます。

それで、一応、届出ということで局長のほうから説明がありましたとおり、市街化区域内の畑ということになっております。すいません、説明が足りなくて。

以上になっております。

議長

はい、何かほかにございましたら。

(発言する者なし)

いいですかね。

それでは、その他の事項で委員の皆様から何かございましたら、お願いをいたします。

はい、〇〇委員どうぞ。

1 番委員

1 番、〇〇です。

今回、〇〇〇〇〇〇が来るようになっております。そこの新産業エリアの中に、〇〇〇〇〇〇〇という自動車工場がございました。移転先として、バイパスの〇〇町の信号機のところに5反ほど、県と市のすすめで購入されております。

自動車会社を再開するのかと思っていまして、いろいろトラブルがあったことは知っておりますけれども、現在、工事がなされております。〇〇町の生産組合、諸々に聞きますと、うんにゃ、自動車工場じゃなかばい、足場屋さんばい、ということでございます。

正確には、まだ確かめておりませんが、県と市があっせんして、農地を外して、用途が全く違うので農業委員会としてもそれでいいのか、そこら辺の考えていうかな、事務局としてはどんなふうに思われるか、お聞きをいたします。

議長

〇〇委員よりお尋ねがございましたけれども事務局、何か把握されているようでございましたら、お願いをしたいと思います。

昨日、私もたまたまその現場通りましたけれども、全面的に舗装をしてあるようですね。舗装が終わったばかりということに、状況的にはなっているようでございます。

お願いします。

事務局

事務局といたしましてもそちらのほうにつきましては、現地のほうを確認いたしまして、現在、調査中といいますか、これまでの経緯等を含めまして県の土木事務所及び鳥栖市の都市計画課のほうにいきさつのほうの問合せをいたしまして、今後の対応について考えているところでございますので、農地転用の件につきましても、今後、所有者のほうにその辺のいきさつについて確認をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長

事務局のほうから回答といいますかね、お話がありましたけれども、このようなことで〇

○委員、よろしゅうございますでしょうか。

1 番委員

自動車会社の社長もよく知っております。また、今まで借りてあった自動車修理工場の人もよく知っておりますけれども、県と市が中に入って農地をあっせんして、違う用途になるのはどうかなという気持ちはいつも持っております。

この話は、また次回にお願いをいたします。

議長

はい、この件につきましては、事務局のほうで分かる範囲の調査等を行っていただきまして、次回の定例会において御報告のほう、よろしくをお願いをいたします。

ほかにございましたら。

はい、○○委員。

8 番委員

8 番の○○です。次回は次回でよかばってん、もう、現に舗装して、全然用途が違う形で進みよるごたる感じやけんですよ。そのうちに回答するやなしに、即、今。もう調べて、用途が違うやないかと。

結局、農業委員会としては、○○○○○○○○の整備工場として許可をしますということになっとったと思うわけですよ。

そいけん、そこら辺はつきり、早急に確認をして、1 か月待ったたらもう舗装が終わると思うけん。ちょっとそこら辺、事務局はどがん思う。返答をお願いします。

事務局

その件につきましては、早急に申請者等に対して確認しながら、対応したいと考えております。

議長

それでは、どのような利用の仕方をされるか分かり次第、皆さんのほうに御報告をしたいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

ほかに、ございますかね。

事務局

すいません、そうしたら一緒に郵送させていただいております資料 2 につきまして、御説明を差し上げたいと思いますので、資料の御準備をお願いいたします。

令和 4 年 2 月 2 日付けで、農林水産省経営局長より農業委員会による最適化活動の推進等について、通知が発出されました。この通知に基づき、別紙様式 1、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等を作成しております。

それでは、資料2の、令和4年度最適化活動の目標の設定等について御説明をいたします。

1 ページを御覧ください。

1、令和4年4月1日現在の農業委員会の状況でございます。

まず、1、農業委員会の現在の体制ですが、令和2年度の改選後の体制に基づいた委員数を記載しております。現在の農業委員等の任期は、令和5年7月19日までとなっております。

次に、2、農家、農地等の概要ですが、農林業センサス2020に基づき、総農家数、農業経営体数、基幹的農業従事者数等を記載しております。また、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、農業参入法人、集落営農経営については、農林課への調査により示しております。

また、耕作面積につきましては、農林水産省統計に基づき、1,250ヘクタールと記載をしております。

2 ページを御覧ください。

2、最適化活動の目標でございます。

まず1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、①の現状及び課題ですが、これまでの集積面積は927ヘクタールであり、集積率は74.2%となっております。②の目標については、県が定めています農地の集積の目標年度の令和13年度までに集積率80%を設定しております。今年度の新規集積面積目標を5ヘクタールとし、令和13年度までに、集積率80%を目指すこととしております。

次に、(2)遊休農地の解消、①の現状及び課題ですが、緑区分の遊休農地6ヘクタール、黄色区分の遊休農地4ヘクタールを合わせて10ヘクタールとなっております。②の目標、アの既存遊休農地の解消ですが、緑区分の遊休農地6ヘクタールの5分の1の面積を解消目標面積とすることから、1.2ヘクタールと設定をしております。

3 ページを御覧ください。

(3)、新規参入の促進、①の現状及び課題ですが、新規参入者は、ここ数年0件から1件の間を推移しております。②の目標ですが、平成28年から平成30年度の権利移動面積の平均の1割以上を新規参入者へ貸付けることについて、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積とすることから、16.2ヘクタールと設定をしております。

2の最適化活動の活動目標、(1)の推進員等が最適化活動を行う日数目標は、ひと月当たり8日で設定しております。

(2)活動強化月間の設定目標は、三月以上設定することとなっており、8月に遊休農地の解消に努める活動をすること、9月に人・農地プランの話合いなどに参加し、農地の集積に取り組むこと、3月に農地の貸し借りの相談を受け、農地の集積に取り組むこととしてお

ります。

(3) の新規参入相談会の参加目標ですが、新規参入相談会への参加目標数を2回としており、市などで行われているワンストップ支援窓口へ推進委員等が参加することを目標としておるところでございます。

以上、令和4年度最適化活動の目標の設定等についての説明とさせていただきます。

以上となります。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきまして、何か御質問等ございましたら。

(発言する者なし)

分からない点、また後ほどでも結構でございますので、御覧いただいてからここは、というようなところがあればお尋ねをいただきたいと思います。

ほかにないようでしたら、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は令和4年8月19日、金曜日9時30分より、この場所で開催の予定をいたしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____